

邑楽町
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

目 次

I はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・・・・・・・・・・ 1
2. 取組の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 町行動計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略・・・・・・・・ 3
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 4
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点・・・・・・・・・・ 5
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定・・・・・・・・・・ 7
5. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響・・・・・・・・・・ 8
6. 対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
7. 行動計画の主要5項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
8. 発生段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

III 各段階における対策

1. 未発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
2. 海外発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3. 国内発生期（県内未発生期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
4. 県内発生早期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
5. 県内感染期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
6. 小康期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

I はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人¹であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られたが、病原性が季節性並みであったこ

¹2010年（平成22年）9月時点でのもの

の新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られた。

国は、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 23 年（2011 年）9 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年（2012 年）4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を施行するに至った。

その後、国は、特措法第 6 条に基づき平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。また、群馬県は特措法第 7 条に基づき、平成 25 年 12 月に「群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

3. 町行動計画の作成

感染症対策に係る国及び県の動きを受け、本町においても新型インフルエンザ等の脅威から町民の生命・健康を保護するため、町内において新型インフルエンザ等患者が発生及び流行した場合に備え、国や県と連携のもと、本町の実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施するため、政府行動計画、新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）及び県行動計画に基づき、「邑楽町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を作成することとした。

なお、政府行動計画及び県行動計画については、今後の新型インフルエンザ等対策の検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとされているため、本町行動計画についても必要に応じて変更するものとする。

また、町行動計画の対象とする感染症は、特措法の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）で、以下のとおりである。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

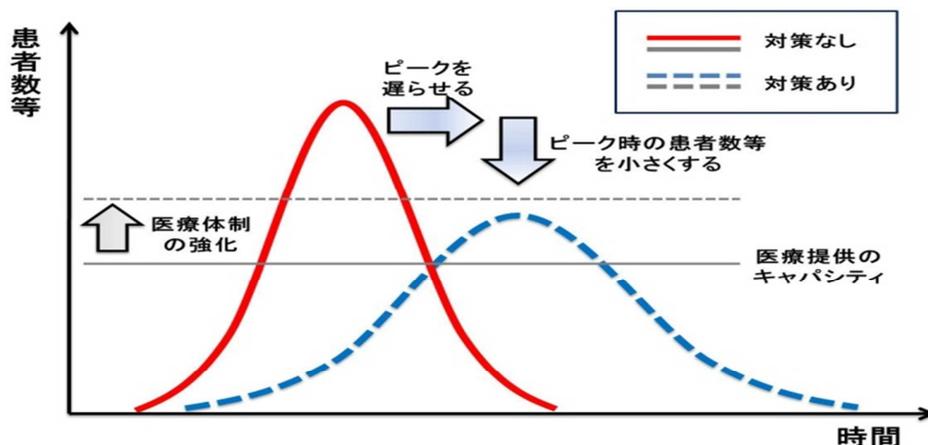
Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や本町への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが罹患するものだが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティ（許容量）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ①感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ②流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにする。
 - ③適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ①地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ②事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務及び町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう、柔軟な対策を講ずるものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定される。そして、県ではそれらの対策を踏まえて、県が実施すべき対策が決定される。町としては、それらの内容に基づき、町が実施すべき対策を決定する。

また、国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。そして、県ではそれらを踏まえた対策の見直しを行う。町としては、それらの内容に基づき、町が行う対策の見直しを行う。

なお、事態によっては、政府対策本部及び県対策本部と協議の上、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

(1) 発生段階に応じた対応

① 未発生期

- ・地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

② 海外発生期

- ・直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- ・町内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるが、県等との連携の強化等により、病原体の町内侵入の時期をできる限り遅らせる。

③ 国内発生早期（県内未発生期）、県内発生早期

- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の

検討等に協力する。

- ・また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

④県内感染期

- ・国、県、事業者等と相互に連携して、町民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う。
- ・社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

(2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。
- ・事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

(3) 町民一人一人による感染拡大防止策

- ・事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ・特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 国、県等との連携協力

- ・国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等に対策的的確かつ迅速な実施に万全を期す。

(2) 基本的人権の尊重

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県との連携のもと、医療関係者への医療等²の実施の要請等³、不要不急の外出の自粛

² 「医療等」とは、「医療又は特定接種」を指す。

³ 「要請等」とは、「要請又は指示」を指す。

要請、学校、興行場等⁴の使用等制限等⁵の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等⁶の使用、緊急物資の運送等⁷、特定物資の売渡しの要請等⁸の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。その際には、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(3) 危機管理としての特措法の性格

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

- ・町対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。また、町対策本部長は県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を必要

⁴「学校、興行場等」とは、3から13までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。1. 学校（3に掲げるものを除く。）、2. 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）、3. 大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設、4. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、5. 集会場又は公会堂、6. 展示場、7. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、8. ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、9. 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場、10. 博物館、美術館又は図書館、11. キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設、12. 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、13. 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設、14. 3から13までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特措法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの。

⁵「使用等制限等」とは次のとおり。1. 当該施設の使用の制限若しくは停止、2. 当該施設を使用した催物の開催の制限若しくは停止、3. 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理、4. 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止、5. 手指の消毒設備の設置、6. 施設の消毒、7. マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知、8. 3から7に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの。

⁶「土地等」とは、「土地、家屋又は物資」を指す。

⁷「運送等」とは、「緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送」を指す。

⁸「要請等」とは、「緊急事態措置の実施に必要な物資（以下「特定物資」。）の売渡しの要請、特定物資の収用又は保管」を指す。

に応じ要請する。

(5) 記録の作成・保存

- ・対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

町行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るが、本行動計画では、政府行動計画及び県行動計画を参考として健康被害を想定した⁹。

- ・人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、群馬県内の外来患者数は、約26万4千人、入院患者数は約6,700人（いずれも中等度：アジアインフルエンザ等）と推計、町内では、外来患者数は、約3,552人、入院患者数は約90人とされる。
- ・また、流行が8週間続くと仮定すると、群馬県内の死亡者数の推計は約1,700人（中等度）、町内では死亡者数の推計は22人となる。

新型インフルエンザ患者数の試算

	邑楽町	群馬県	全国
人口（平成22年）	27,023人	2,008,068人	128,057,352人
発病者(25%)	6,755人	504,780人	3,200万人
外来患者数	3,552人	264,000人	1,300万～2,500万人
入院患者数	90人	6,700人	53万～200万人
死亡者数	22人	1,700人	17万～64万人

※基礎となる人口データは、平成22年国勢調査による。人口の25%が罹患し、流行が8週間続くという想定。全国欄の外来患者数以下は中等度～重度での推計値を表す。

- ・なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

⁹国及び県の被害想定は、米国疾病予防管理センターのモデルを用いて算出されたものであり、本町の数値は、群馬県の試算を基に平成22年の国勢調査結果を按分したものの。

- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

5. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

6. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策においては、国、県、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般の事業者、国民がそれぞれ重要な役割を担っている。

政府行動計画では、次のとおり、それぞれの役割が示されている。

（1）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対

策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関¹⁰は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【都道府県】

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所を設置する市については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に關し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められ、都道府県と保健所を設置する市(以下「都道府県等」という。)は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保

¹⁰内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、検疫所、国立感染症研究所、農林水産省、動物検疫所、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省。

するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じ、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 国民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用¹¹・咳エチケット・手洗い・うがい¹²・口腔ケア等¹³の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施す

¹¹患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

¹²うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

¹³口腔内を丁寧に歯磨きし、舌や口腔粘膜あるいは義歯を清掃することによりインフルエンザの予防効果があるとする報告もあるが、科学的根拠は未だ確立されていない。

るよう努める。

7. 行動計画の主要5項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、以下の5項目に分けて計画を立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおり。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の住民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、地域の社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、全庁的な危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、他の市町村、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じて有識者等からの意見を聴取し、事前準備の進捗の確認、関係部署間等の連携確保等を行う。さらに、国、県及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言¹⁴（以下「緊急事態宣言」という。）がなされたときは、特措法及び邑楽町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第7号）に基づき町対策本部を設置し、その内容により必要な措置を講ずる。また、町は必要に応じ邑楽町新型インフルエンザ等健康危機管理部（以下「健康危機管理部」という。）、邑楽町新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策の推進、情報の共有化、総合的な対策等の実施について検討する。

ア 町対策本部の組織

① 構成

- ・本部長：町長
- ・副本部長：副町長及び教育長
- ・本部長員：各課（局）長、邑楽消防署長、その他町職員のうち町長が任命する者
- ・事務局：健康福祉課

¹⁴新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されることとなる。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。

② 所管事項

- ・ 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・ 町内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・ 町内発生における社会機能維持に関すること。
- ・ 国、県、他の市町村、関係機関等との連絡調整に関すること。
- ・ 町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・ その他町対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

③ 班の設置

- ・ 新型インフルエンザ等発生時において町対策本部が設置されたときは、町対策本部内に、総務班、情報班、感染予防班、予防接種班、社会対応班の5班を設置し、町行動計画に基づいた対策の実務を相互に連携して総合的な対策を推進する。

イ 健康危機管理部

発生段階に応じて、対策に関わる庁内の調整や重要事項、関係機関との連絡調整など総合的な対策の検討は、各課課長等で構成する健康危機管理部において行う。なお、緊急事態宣言がなされた場合には、町対策本部で対策を行う。

ウ 連絡会議

国内発生状況等により、必要に応じ設置し、情報共有及び関係機関に対する情報提供や町内発生に備えた対策など、関係機関との連携強化にむけ必要な対策を以下の体制にて検討する。

- ・ 会長 : 町長
- ・ 副会長 : 館林市邑楽郡医師会代表者
- ・ 組織員 : 担当課長、関係機関代表者
- ・ 事務局 : 健康福祉課

(2) 情報提供・共有

ア 目的

- ・ 国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

- ・ 町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における町民等への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供する。

エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

①発生時の情報提供

- ・ 発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（国等が示す科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- ・ テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- ・ 媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を活用する。
- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。
- ・ 一般的な個別の相談については、県と連携し、必要に応じて相談窓口（電話相談を含む。）を設置する。

②町民の情報収集の利便性向上

- ・ 関係省庁の情報、県や町の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

オ 情報提供体制

- ・ 提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約し

て一元的に発信する体制を構築し、広報担当者が適時適切に情報を共有する。また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制をとる。

- ・コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かす。

(3) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

- ・まん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。
- ・個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

①個人における対策

- ・県が県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行った場合、町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合、町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

②地域・職場における対策

- ・県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、町は、県等からの要請に応じ、その取組等に

適宜、協力する。

(4) 予防接種

ア ワクチン

- ・ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。
- ・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限り記載する。

イ 特定接種

①特定接種とは

- ・特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

②対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

③対象となり得る者の基準

- ・基本的には住民接種よりも先に開始されるもの¹⁵であるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- ・「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ない

¹⁵特定接種が全て終わらなければ住民接種（特措法第 4 6 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を言う）が開始できないというものではない。

し同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

- ・指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- ・これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

④基本的な接種順位¹⁶

- ・医療関係者
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・それ以外の事業者

⑤柔軟な対応

- ・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国において判断し、基本的対処方針¹⁷により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

⑥接種体制

a 実施主体

（a）国によるもの

- ・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

（b）県

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員

（c）町

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

b 接種方法

- ・原則として集団的接種。
- ・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

¹⁶一つのグループの接種が終わらなければ、次のグループの接種が開始できないというものではない。

¹⁷特措法第18条第1項に基づき、政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定める。基本的対処方針においては、①新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、②当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針、③新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項を定める。

ウ 住民接種

①種類

a 臨時の予防接種

- ・特措法において、緊急事態措置の一つとして住民接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として行われる。

b 新臨時接種

- ・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として行なわれる。

②対象者の区分

- ・国では住民接種の接種順位については、4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とし、事前に下記のような基本的考え方が整理されている。しかし、緊急事態宣言がなされている状態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することになる。

I 群 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者¹⁸
- ・妊婦

II 群 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

III 群 成人・若年者

IV 群 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

③接種順位の考え方

- ・新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民の生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条第 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化し

¹⁸基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成 21 年（2009 年）のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準を示す。

やすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化し
やすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順

(c) 小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化し
やすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやす
いと仮定

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやす
いと仮定

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

④接種体制

- ・住民接種については、本町を実施主体として、原則として、集団接種とする。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

エ 留意点

- ・特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

(5) 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

8. 発生段階

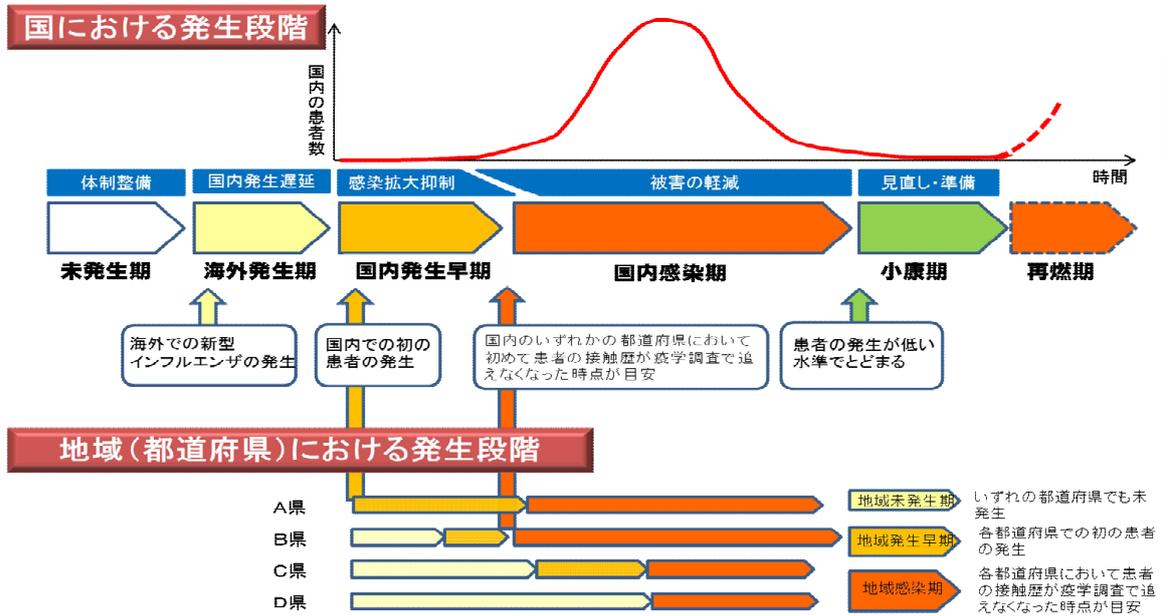
新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。町行動計画では、各発生段階を、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、「海外発生期」、県内では発生していないが国内で発生が始まった「国内発生早期」、県内での発生が始まった「県内発生早期」、県内での流行が始まった「県内感染期」、県内での流行が収まった「小康期」の6つに分類する（政府行動計画では5つに分類している）。

各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。さらに対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化する。国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。また、地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、県内における発生段階の移行は、必要に応じて国との協議により県が判断する。

国と県の発生段階関係

発生段階		状 態
国	県	
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期 (県内未発生期)	国内のいずれかの都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

＜発生段階のイメージ＞



＜国と県の行動計画の発生段階と WHO のフェーズの対応表＞

行動計画の発生段階	WHOのフェーズ（参考）
未発生期	フェーズ 1、2、3
海外発生期	フェーズ 4、5、6
国内発生早期 (県内未発生期、県内発生早期)	
国内感染期 (県内未発生期、県内発生早期、県内感染期)	
小康期	ポストパンデミック期

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要5項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、国が示すガイドライン等を参考にして決定することとする。

1. 未発生期

(1) 概要

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

イ 目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期発見に努める。

ウ 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(2) 実施体制

ア 町行動計画の作成

- ・ 町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務継続計画等を作成し必要に応じて見直す。

イ 体制の整備及び連携強化

- ・ 町は、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施に努める。

- ・町は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。
- ・町は、県が新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するために設置する現地対策本部連絡調整会議に参画し、連携を強化する。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ・町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、発生した場合に県及び町が講ずる対策、個人が実施すべき感染対策、予防接種の考え方等について、町民及び関係機関に対して継続的に情報を提供する。
- ・町は、各種収集した情報を、広報、ホームページ等を通じて分かりやすく町民に提供する。
- ・町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等

- ・町は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・町は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供できる体制を構築する。
- ・町は、国、県、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

- ・町は、感染予防のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を周知し、理解促進を図る。

(5) 予防接種

ア ワクチンの供給体制

- ・県では、国からの要請に基づき、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を

構築する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

イ 登録事業者（特定接種対象者）の登録

- ・町は、国が行う事業者の登録申請受付等について、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 接種体制の構築

(ア) 特定接種

- ・町は、国の方針に基づき特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- ・町は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

(イ) 住民接種

- ・町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・町は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

エ 情報提供

- ・町では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や接種体制、接種対象者や接種のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図る。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・町は、県及び国と連携して、県内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）を検討し、その対応に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

イ 火葬能力等の把握

- ・町は、県及び大泉外二町環境施設衛生組合と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握し、情報を共有しながら火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

ウ 物資及び資材の備蓄等

- ・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材

を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

エ 医療の提供

- ・町では、県が医療に関して行う対策について、県からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

2. 海外発生期

(1) 概要

ア 状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

イ 目的

- ・新型インフルエンザ等の県内発生に備えて体制の整備を行う。
- ・町内関係機関に対する情報の周知、共有を図り、発生の早期発見に努める。

ウ 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立つため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。
- ・町民生活及び地域経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(2) 実施体制

体制強化等

- ・町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに健康危機管理部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく準備を進める。
- ・町は、県等と連携して、病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえた基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・県が新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、これと連携する。
町は、県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・町は、広報担当者を中心として、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

イ 情報共有

- ・町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置

- ・町は、県等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。

(4) 予防・まん延防止

- ・町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知する。
- ・町は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

(5) 予防接種

ア 特定接種

- ・町は、県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。
- ・町は、県や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

- ・町は、県、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の構築を行う。
- ・町は、国、県と連携して速やかに接種できるよう、接種体制の構築の準備を進める。

ウ 情報提供

- ・町は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 要援護者への支援対策

- ・町は、引き続き要援護者への支援対策の準備を進める。
- ・町では、国内において新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

イ 事業者の対応

- ・県では、国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 遺体の火葬・安置

- ・町は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう大泉外二町環境衛生組合や近隣市町と協議する。併せて遺体の保存作業に必要となる人員の確保について準備を進める。

エ 医療の提供

- ・町では、県が医療に関して行う対策について、県からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。

3. 国内発生早期（県内未発生期）

(1) 概要

ア 状態

- ・国内のいずれかの都道府県（群馬県を除く）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

イ 目的

- ・新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ・町民生活及び地域経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(2) 実施体制

ア 実施体制

- ・町は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに健康危機管理部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、県と連携して県内発生早期の対策の準備を進める。また、必要に応じ連絡会議を開催し、対策等についての意見聴取をする。
- ・町は、病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえた基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
- ・町は、基本的対処方針、県行動計画及び町行動計画に基づき必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、町民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・町は、広報担当者を中心として、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

イ 情報共有

- ・町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・町は、町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。
- ・町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 予防・まん延防止

- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

(5) 予防接種

ア 住民接種

- ・町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・町は、国の指示を受けて、ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て住民接種に関する情報提供を行い、予防接種法第6条3項に基づく住民接種（新臨時接種）を開始する。
- ・町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センターや学校などの

公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として町内に居住するものを対象に集団的接種を行う。

- ・町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布し、接種の有効性や安全性について情報収集する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 要援護者対策

- ・町は、引き続き要援護者対策の準備を進める。
- ・町は、国内において新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

イ 事業者の対応

- ・県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知することから、町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知することから、町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 遺体の火葬・安置

- ・町は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、引き続き、大泉外二町環境衛生組合や近隣市町と協議し、遺体の安置、火葬に向けた準備を進める。

オ 医療の提供

- ・町では、県が医療に関して行う対策について、県からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

カ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 水の安定供給

- ・水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(イ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、県等と連携し、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4. 県内発生早期

(1) 概要

ア 状態

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

イ 目的

- ・県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な提供を行う。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(2) 実施体制

ア 実施体制

- ・町は、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに健康危機管理部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、基本的対処方針を踏まえ、県内発生早期の対策を確認する。また、必要に応じ連絡会議を開催し、今後必要なる対策等、具体的な取り組みを検討し、実施する。
- ・町は、病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえた基本的対処方針を変更した場合には、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
- ・町は、国の基本的対処方針、県行動計画及び町行動計画に基づき必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、利用可能な媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型コロナウイルス等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、必要とする情報を対策本部及び広報担当者を中心に、集約・整理をし、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を実施する。

イ 相談窓口の体制充実・強化

- ・町は、町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。
- ・町は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 予防・まん延防止

ア 県内での感染拡大防止策

- ・県では、国と連携し、感染症法に基づき、保健福祉事務所において、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 県等との連携による町民・事業所等への要請

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等の普及を図るとともに、当該感染症の症状が認められた者の対応についての理解促進を図る。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等に学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うなどの対策を実施し、また町民に不要不急の外出自粛など周知し対策の理解を図る

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・県では、特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、期間と区域を定めて、

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

- ・ 県では、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る¹⁹。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県では、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る²⁰。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

（5）予防接種

ア 住民接種

- ・ 町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・ 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、公的な施設の活用、または

¹⁹学校（大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設を除く。）、保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

²⁰大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設等の施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの。

医療機関に委託すること等の接種会場の確保を図り、町民が速やかに接種できるよう体制を整える。

- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種を進める。
- ・町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布し、住民接種の有効性や安全について情報収集する。
- ・町は、住民接種を行うために必要があると認めるときは、県に対して要請等を行う。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 要援護者対策

- ・町は、把握した要援護者に対し、要援護者対策を実施する。
- ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。

イ 遺体安置、火葬

- ・町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所を準備し、火葬能力情報を得ながら遺体の保存を適切に行う。

ウ 事業者の対応

- ・県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 水の安定供給

- ・水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(イ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、県等と連携し、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

カ 医療の提供

- ・町では、県が医療に関して行う対策について、県からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

5. 県内感染期

(1) 概要

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

イ 目的

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

ウ 対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・ 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(2) 実施体制

ア 県内感染期移行の判断

- ・ 県では、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態と判断した場合は、県内感染期に入ったことを発表し、国の基本的対処方針及び県行動計画により必要な対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行う。

イ 実施体制

- ・ 町は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、健康危機管理部会議を開催し、県内感染期の対応を確認し、また、必要に応じて連絡会議を開催し、今後必要になる対策や措置等の具体的な取り組みを検討し、実施する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、緊急事態宣言がなされた場合には、速やかに町対策本部を設置し、町行動計画に基づき対策を実施する。
- ・町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、利用可能な媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握し、必要とする情報を提供する。

イ 相談窓口の継続

- ・町は、町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続する。
- ・町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止策

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等に学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うなどの対策を実施し、また町民に不要不急の外出自粛など周知し対策の理解を図る。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。

- ・ 県では、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県では、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県では、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(5) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ・ 県内発生早期の項（34 ページ）記載を参照。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。（県内発生早期の項（35 ページ）記載を参照。）

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 要援護者対策

- ・ 県内発生早期の項（35 ページ）記載を参照。

イ 遺体安置、火葬

- ・ 県内発生早期の項（35 ページ）記載を参照。

ウ 事業者の対応

- ・ 県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、県内の事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 町民・事業者への呼びかけ

- ・ 町は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。
- ・ 県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 水の安定供給

- ・ 水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(イ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・ 町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 町は、県等と連携し、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 町は、県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 町は、国や県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(エ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・ 町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援

護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(オ) 火葬体制等

- ・町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・県では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

カ 医療の提供

- ・町では、県が医療に関して行う対策について、県からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

6. 小康期

(1) 概要

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行は一旦終息している状況。

イ 目的

- ・町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

ウ 対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(2) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・県では、国の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置を確認する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行う。

イ 対策の評価・見直し

- ・町は、各段階における対策に関する評価を行い、政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県行動計画の見直しを踏まえ、町行動計画等の必要な見直し等を行う。

ウ 対策本部の廃止

- ・町は、緊急事態解除宣言²¹がされたときは、速やかに対策本部を廃止する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

²¹国において「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には①患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したときと考えられる場合②患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合③症状が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・町は、県等と連携して、利用可能な媒体、機関を活用し、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続き適宜必要な情報を提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。

イ 情報共有

- ・町は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

ウ 相談窓口の体制の縮小

- ・町は、県からの要請並びに状況に応じ、相談窓口体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

- ・町は、町民に対し、流行の第二波に備え、引き続きマスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促す。
- ・町は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

(5) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ・町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種を進める。
- ・町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布し、住民接種の有効性や安全性について情報収集する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 要援護者対策

- ・町は、把握した要援護者に対し、要援護者対策を実施する。
- ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。

イ 火葬体制の再構築

- ・町では、第一波における火葬や遺体の一時安置等の実施状況等を踏まえ、関係

機関と連携し、必要に応じて火葬体制等の再構築について情報を共有し、検討を行う。

ウ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、国が合理性を認められないとして新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止を決定した場合、県内の状況等を踏まえて、緊急事態措置を縮小、中止する。

オ 医療の提供

- ・町では、県が医療に関して行う対策について、県からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

別 添 1

用語解説 (五十音順)

<ア行>

○ アジアインフルエンザ

1957年4月に香港から流行が始まり、東南アジアなどを経て全世界で流行したインフルエンザ。日本でも約5700人が死亡した。

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

○ 疫学調査

疫学調査とは、集団を対象として人間の健康および異常の原因を宿主・病因・環境あるいは遺伝の各面から包括的かつ統計的に研究・調査する方法。

○ SNS (Social Networking Service)

ソーシャルネットワーキングサービスの略称。「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、各社がサービスを行っている。「コミュニティー」を通じた「友達の輪」のネットワーク型組織。最も会員数の多いSNSはFacebookとされている。

<カ行>

○ 季節性インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、風邪よりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、前進倦怠感を発症させるのが特徴である。我が国では例年12月～3月が流行シーズンである。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び

国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において国や都道府県が実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

<サ行>

○ SARS (severe acute respiratory syndrome)

SARS コロナウイルスによる新しい感染症。感染症予防法の二類感染症の一。主に飛沫感染し、高熱を発し、せきや息切れなどの呼吸器症状が出る。潜伏期間は2～7日。2002年11月中国で発生した例が最初とされる。重症急性呼吸器症候群。

○ 指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

○ 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

本計画では、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 住民接種

緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009 」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

<タ行>

○ WHO (World Health Organization : 世界保健機関)

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。(WHO 憲章第 1 条)」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。新型インフルエンザの発生段階については、WHO のパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○ 特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

<ナ行>

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染 症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

<ハ行>

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ 病原体

病気を引き起こす微生物などを指す。ウイルスのようなものも含む。病原体によって起こされる病気のことを感染症という。

○ フェーズ

段階や局面のこと。WHOが定めるインフルエンザのフェーズ（発生段階）は、ひとつのフェーズから他のフェーズにいつ移るかを含めて、現時点でのフェーズの指定はWHOの事務局長が行う。

それぞれの警告フェーズは、WHO、国際社会、各国政府、産業が取るべき、一連の勧告された活動に対応する。ひとつのフェーズから他のフェーズへの移行は、インフルエンザの疫学動向、循環しているウイルスの特徴を含めたいくつかの要素により規定される。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

<マ行>

○ マスメディア

新聞社・出版社・放送局など特定の発信者から、不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段となる新聞・雑誌・ラジオ放送・テレビ放送・インターネット・ブログなどのメディア（媒体）である。

別 添 2

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、
B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・ 社会福祉・ 介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に 分類されるものを除 く。）、指定居宅サー ビス事業、指定地域密 着型サービス事業、老 人福祉施設、有料老人 ホーム、障害福祉サー ビス事業、障害者支援 施設、障害児入所支援 施設、救護施設、児童 福祉施設	サービスの停止等が利用者の 生命維持に重大・緊急の影響 がある介護・福祉サービスの 提供	厚生労働省
医薬品・化 粧品等卸売 業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時 における必要な医療用医薬品 の販売	厚生労働省
医薬品製造 業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時 における必要な医療用医薬品 の生産	厚生労働省
医療機器修 理業 医療機器販 売業 医療機器賃 貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時 における必要な医療機器の販 売	厚生労働省
医療機器製 造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時 における必要な医療機器の生 産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時 における必要なガスの安定 的・適切な供給	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省、 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク、金融決済システム 金融商品取引所等、金融商品取引清算機関、振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油・鉱物 卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（L P ガスを 含む）の供給	経済産業省
石油製品・ 石炭製品製 造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時 における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時 における熱供給	経済産業省
飲食品小 売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンススト ア	新型インフルエンザ等発生時 における最低限の食料品（缶 詰・農産保存食料品、精穀・ 精粉、パン・菓子、レトルト 食品、冷凍食品、めん類、育 児用調整粉乳をいう。以下同 じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小 売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時 における最低限の食料品、生 活必需品（石けん、洗剤、ト イレットペーパー、ティッシ ュペーパー、シャンプー、ご みビニール袋、衛生用品をい う。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造 業	B-5	缶詰・農産保存食料品 製造業、精穀・製粉業、 パン・菓子製造業、レ トルト食品製造業、冷 凍食品製造業、めん類 製造業 処理牛乳・乳飲料製造 業（育児用調整粉乳に 限る。）	新型インフルエンザ等発生時 における最低限の食料品の供 給	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

（2） 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
都道府県対策本部の事務	区分1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	市町村
市町村対策本部の事務	区分1	市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	県・市町村
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	県・市町村
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	県・市町村
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1	—

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	警察庁
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2	海上保安庁

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による 検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して 対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分 1 区分 2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分 2	内閣官房 各府省庁

区分 3 : 民間の登録事業者と同様の業務

（1）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務